

大分県ユネスコ協会連盟規約

(昭和23年11月20日)
(昭和58年11月20日)
(昭和63年 6月22日)
(平成 4年 6月26日) 一部改正
(平成 9年 5月15日) 一部改正
(平成12年 6月 6日) 一部改正
(平成15年 5月21日) 一部改正
(平成18年 5月18日) 一部改正
(平成21年 6月29日) 一部改正

第 1 章 総 則

- 第1条 本連盟は大分県ユネスコ協会連盟という。
- 第2条 本連盟の事務所は大分県教育庁内におく。
- 第3条 本連盟はユネスコ憲章にのっとり、大分県におけるユネスコ活動を推進することを目的とする。
- 第4条 本連盟は前条の目的を達するため下記の事業を行う。
- 一 ユネスコ精神の理解と普及をはかるための事業
 - イ 講演会・研究会・座談会・その他文化行事の開催
 - ロ 機関紙及び資料の発行
 - ハ その他の啓発
 - 二 会員相互の連絡・提携・情報交換
 - 三 調査研究
 - 四 国際的文化交流のための事業
 - 五 ユネスコ国内委員会に対する協力
 - 六 各種団体の行うユネスコ事業に対する協力
 - 七 その他必要な事業

第 2 章 会 員

- 第5条 本連盟の会員は、次の4種類とする。
- 一 普通団体会員 県内各地のユネスコ協会
 - 二 賛助団体会員 教育、科学、文化その他の団体で、本連盟の目的に賛同するもの
 - 三 個人会員 ユネスコ活動に協力する個人
 - 四 維持会員 維持会費を負担する個人又は団体
- 2 会員の加盟には理事会の承認を必要とする
- 3 会員は、別表第一に定める会費を負担するものとする。
- 4 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
- 5 3年間会費の納入がない場合は、退会したものとみなす。
- 第6条 本連盟に名誉会員をおくことができる。名誉会員は理事会の議決を経て会長が推薦する。

第 3 章 役 員

- 第7条 本連盟に下記役員をおく。
- | | |
|----------|------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 4名以下 |
| 理事及び常任理事 | 若干名 |
| 監 事 | 2名 |
| 顧 問 | 若干名 |
- 会長・副会長・監事は総会で選任し、理事、常任理事及び顧問は会長がこれを委嘱する。
- 2 役員は、会員の中から選任するものとし、別表第一に定める会費を負担するものとする。
- 第8条 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 第10条 理事は理事会を組織し、本連盟運営上の必要事項を決議する。
- 第11条 常任理事会は、つぎの場合に理事会に代わって開くことができる。
- 一 理事会を招集する暇のないとき
 - 二 理事会の委任のあったとき
- 第12条 監事は会計を監督し、理事会及び常任理事会に出席し意見を述べるることができる。
- 第13条 顧問は理事会を補佐し、本連盟運営について意見を述べるることができる。

第14条 役員の任期は、2年とし、再任をさまたげない。ただし、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 機 関

第15条 総会は会長が招集する。

通常総会は、毎年1回これを開き、臨時総会は、理事会又は常任理事会が必要と認めるとき、これを開く。

第16条 総会は、下記の事項について審議し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。

予算・決算・事業計画および事業報告・規約改正その他

第17条 理事会及び常任委員会は、会長が招集する。議長は会長がする。

第18条 本連盟は、その活動についての立案・研究・調査を行うため、必要に応じて専門委員をおくことができる。委員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第 5 章 事 務 局

第19条 本連盟に事務局をおく。

事務局運営に関する細則は、理事会の決議を経て会長が定める。

第20条 事務局に下記の職員をおく。

事務局長 1名

事務局職員 若干名

2 前項の職員は、会長が委嘱する。

第 6 章 会 計

第21条 本連盟の経費は、会費・事業収益・寄付金・補助金・その他をもってあてる。

第22条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第 7 章 改 正

第23条 この規約の改正は、総会の議決を得なければならない。

附則

第1条 この規約は、平成21年6月29日から施行する。

別表第一（第5条、第7条関係）

会員種別		会費年額	備 考
普通団体会員		会員数に1,000円を乗じた額に2,000円を加した額	会費年額には、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の年会費1,000円（同法人発行の機関紙「ユネスコ」定期購読料を含む）を含む。
賛助団体会員		会員数に1,000円を乗じた額に2,000円を加した額	
個人会員		3,000円	
維持会員	団体	一口 5,000円	
	個人	一口 1,000円	
役員		一口 5,000円	会費年額には、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の年会費1,000円（同法人発行の機関紙「ユネスコ」定期購読料を含む）を含む。